

令和7年2月4日  
生活文化政策部  
市民活動推進課

## 世田谷区立ひだまり友遊会館条例の一部を改正する条例

### 1 主旨

令和7年10月に施設使用料等を改定するため、令和7年第1回年区議会定例会に世田谷区立ひだまり友遊会館条例の一部を改正する条例を提案する。

### 2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方にに基づき、料金改定を行う。

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和7年 2月 令和7年区議会第一回定例会（条例改正案）  
公布（同日施行）  
10月 料金改定

## 世田谷区立ひだまり友遊会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立ひだまり友遊会館条例 昭和51年12月1日条例第54号</p> <p>改正</p> <p>昭和54年3月23日条例第8号 昭和55年4月1日条例第11号 昭和56年9月29日条例第43号 昭和57年3月16日条例第23号 平成12年3月13日条例第44号 平成15年3月13日条例第18号 平成17年6月21日条例第32号 平成26年9月30日条例第29号 平成30年3月6日条例第10号 <u>令和●年●月●日条例第●号</u></p> <p>世田谷区立ひだまり友遊会館条例 (設置)</p> <p>第1条 区内の高齢者に対し、心身の健康増進と生活の向上のための相談及び福祉活動を行うとともに憩いの場を提供することに加え、高齢者の地域活動への参加や世代間交流を進めることで、区民の福祉の向上を図るため、世田谷区立ひだまり友遊会館（以下「会館」という。）を、東京都世田谷区若林四丁目37番8号に設置する。 (会館の施設)</p> <p>第2条 会館の施設は、別表第1のとおりとする。 (休館日及び開館時間)</p> <p>第3条 会館の休館日及び開館時間は、規則で定める。 (事業)</p>	<p>○世田谷区立ひだまり友遊会館条例 昭和51年12月1日条例第54号</p> <p>改正</p> <p>昭和54年3月23日条例第8号 昭和55年4月1日条例第11号 昭和56年9月29日条例第43号 昭和57年3月16日条例第23号 平成12年3月13日条例第44号 平成15年3月13日条例第18号 平成17年6月21日条例第32号 平成26年9月30日条例第29号 平成30年3月6日条例第10号</p> <p>世田谷区立ひだまり友遊会館条例 (設置)</p> <p>第1条 区内の高齢者に対し、心身の健康増進と生活の向上のための相談及び福祉活動を行うとともに憩いの場を提供することに加え、高齢者の地域活動への参加や世代間交流を進めることで、区民の福祉の向上を図るため、世田谷区立ひだまり友遊会館（以下「会館」という。）を、東京都世田谷区若林四丁目37番8号に設置する。 (会館の施設)</p> <p>第2条 会館の施設は、別表第1のとおりとする。 (休館日及び開館時間)</p> <p>第3条 会館の休館日及び開館時間は、規則で定める。 (事業)</p>

改正後	改正前
<p>第4条 会館は、高齢者を対象とする次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 心身の健康増進、地域活動への参加の促進又は世代間交流に資する事業</p> <p>(2) 生活に関する相談に応じる事業</p> <p>(3) 生活の向上を目的とする講座を開催する事業</p> <p>(4) 憩いの場を提供する事業</p> <p>(5) 各種の集会その他文化活動の場を提供する事業</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた事業 (使用することができる者の範囲)</p>	<p>第4条 会館は、高齢者を対象とする次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 心身の健康増進、地域活動への参加の促進又は世代間交流に資する事業</p> <p>(2) 生活に関する相談に応じる事業</p> <p>(3) 生活の向上を目的とする講座を開催する事業</p> <p>(4) 憩いの場を提供する事業</p> <p>(5) 各種の集会その他文化活動の場を提供する事業</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた事業 (使用することができる者の範囲)</p>
<p>第5条 会館を使用することができる者は、区内に住所を有する60歳以上の者又は60歳以上の者を主たる構成員とする団体とする。ただし、第14条の規定により会館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）が特別の理由があると認めたものについては、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、指定管理者が施設（会議室、講習室及び体育室に限る。以下この条から第8条までにおいて同じ。）の使用状況に余裕があると認めた場合においては、構成員の総数が5名以上で、かつ、その2分の1以上が区内に住所を有する者である団体若しくは構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先若しくは通学先を有する者である団体（第7条、第8条及び第8条の2において「一般区民団体」という。）並びに第8条の2第1項第1号から第5号までに規定する団体、学校等（第7条及び第8条において「学校等」という。）は、施設を使用することができるものとする。 (使用承認)</p>	<p>第5条 会館を使用することができる者は、区内に住所を有する60歳以上の者又は60歳以上の者を主たる構成員とする団体とする。ただし、第14条の規定により会館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）が特別の理由があると認めたものについては、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、指定管理者が施設（会議室、講習室及び体育室に限る。以下この条から第8条までにおいて同じ。）の使用状況に余裕があると認めた場合においては、構成員の総数が5名以上で、かつ、その2分の1以上が区内に住所を有する者である団体若しくは構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先若しくは通学先を有する者である団体（第7条、第8条及び第8条の2において「一般区民団体」という。）並びに第8条の2第1項第1号から第5号までに規定する団体、学校等（第7条及び第8条において「学校等」という。）は、施設を使用することができるものとする。 (使用承認)</p>
<p>第6条 会館の施設を使用しようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。 (使用の不承認)</p>	<p>第6条 会館の施設を使用しようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。 (使用の不承認)</p>
<p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたとき</p>	<p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたとき</p>

改正後	改正前
<p>は、使用を承認しない。</p> <p>(1) 営利を目的とするとき。</p> <p>(2) 秩序又は風紀を乱し、他人に迷惑となる行為をするとき。</p> <p>(3) 施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。</p> <p>(4) 管理上支障があるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の規定に著しく違反すると認められたとき。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、指定管理者は、一般区民団体及び学校等がこれまでの使用について次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、使用を承認しないものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認められたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 正当な理由がなく、使用承認を受けた施設を使用しなかったとき。</p> <p>(2) 利用料金を納付していないとき。 (利用料金)</p> <p>第8条 会館の利用料金は、無料とする。ただし、一般区民団体及び学校等が、第6条の規定による施設の使用の承認を受けた場合にあつては、別表第2又は別表第3に定める利用料金を徴収するものとする。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免)</p> <p>第8条の2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を利用料金から減額し、又は免除することができる。</p>	<p>は、使用を承認しない。</p> <p>(1) 営利を目的とするとき。</p> <p>(2) 秩序又は風紀を乱し、他人に迷惑となる行為をするとき。</p> <p>(3) 施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。</p> <p>(4) 管理上支障があるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の規定に著しく違反すると認められたとき。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、指定管理者は、一般区民団体及び学校等がこれまでの使用について次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、使用を承認しないものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認められたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 正当な理由がなく、使用承認を受けた施設を使用しなかったとき。</p> <p>(2) 利用料金を納付していないとき。 (利用料金)</p> <p>第8条 会館の利用料金は、無料とする。ただし、一般区民団体及び学校等が、第6条の規定による施設の使用の承認を受けた場合にあつては、別表第2又は別表第3に定める利用料金を徴収するものとする。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免)</p> <p>第8条の2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を利用料金から減額し、又は免除することができる。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額</p> <p>(2) 国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。第6号において同じ。）が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額</p> <p>(3) 区内の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額</p> <p>(4) 区外の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 3割に相当する額</p> <p>(5) 私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び前2号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額</p> <p>(6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援する場合で、区長が必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額</p> <p>(7) 一般区民団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援する場合で、区長が必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額</p> <p>2 前項の規定により減額した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 (利用料金の還付)</p> <p>第8条の3 指定管理者は、利用料金を納付した者の申請に基づき、規則で定めるところにより、既に納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる。</p>	<p>(1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額</p> <p>(2) 国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。第6号において同じ。）が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額</p> <p>(3) 区内の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額</p> <p>(4) 区外の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 3割に相当する額</p> <p>(5) 私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び前2号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額</p> <p>(6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援する場合で、区長が必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額</p> <p>(7) 一般区民団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援する場合で、区長が必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額</p> <p>2 前項の規定により減額した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 (利用料金の還付)</p> <p>第8条の3 指定管理者は、利用料金を納付した者の申請に基づき、規則で定めるところにより、既に納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる。</p>

改正後	改正前
<p>(使用の制限)</p> <p>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、使用条件を変更し、又は使用を停止することができる。</p> <p>(1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p>	<p>(使用の制限)</p> <p>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、使用条件を変更し、又は使用を停止することができる。</p> <p>(1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p>
<p>第10条 第6条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(設備の変更禁止)</p>	<p>第10条 第6条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(設備の変更禁止)</p>
<p>第11条 使用者は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(原状回復の義務)</p>	<p>第11条 使用者は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(原状回復の義務)</p>
<p>第12条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。また、第9条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも同様とする。</p> <p>(損害の賠償)</p>	<p>第12条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。また、第9条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも同様とする。</p> <p>(損害の賠償)</p>
<p>第13条 使用者は、会館の建物及びその附属設備を滅失し、又はき損したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p>	<p>第13条 使用者は、会館の建物及びその附属設備を滅失し、又はき損したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p>
<p>第14条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に会館の管理を行わせるものとする。</p>	<p>第14条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に会館の管理を行わせるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第15条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。</p> <p>2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。</p> <p>3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、会館の設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 使用者の平等利用を確保した運営ができること。</p> <p>(2) 会館の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。</p> <p>(3) 会館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。</p> <p>4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。</p> <p>5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。</p>	<p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第15条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。</p> <p>2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。</p> <p>3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、会館の設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 使用者の平等利用を確保した運営ができること。</p> <p>(2) 会館の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。</p> <p>(3) 会館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。</p> <p>4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。</p> <p>5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。</p>
<p>(指定管理者の業務等)</p> <p>第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第4条各号に規定する事業に関する業務</p> <p>(2) 会館の施設の運営に関する業務</p> <p>(3) 会館の使用の承認等に関する業務</p> <p>(4) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務</p> <p>2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、会館の適正な管理を行わなければならない。</p>	<p>(指定管理者の業務等)</p> <p>第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第4条各号に規定する事業に関する業務</p> <p>(2) 会館の施設の運営に関する業務</p> <p>(3) 会館の使用の承認等に関する業務</p> <p>(4) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務</p> <p>2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、会館の適正な管理を行わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p>第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、公用開始の日は、区長が別に定める。</p> <p>付 則 (昭和54年3月23日条例第8号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の次に1条を加える改正規定は、昭和54年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和55年4月1日条例第11号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和56年9月29日条例第43号)</p> <p>この条例は、昭和56年10月1日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和57年3月16日条例第23号)</p> <p>この条例は、昭和57年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成12年3月13日条例第44号)</p> <p>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成15年3月13日条例第18号)</p> <p>この条例は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成17年6月21日条例第32号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第13条の規定により管理を委託している世田谷区立老人会館(以下「会館」という。)については、平成18年9月1日(同日前にこの条例による改正後の世田谷区立老人会館条例(以下「新条例」という。)第15条第4項の規定により、区長が会館に係る指定管理者(新条例第5条ただし書に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定をしたときは、</p>	<p>(委任)</p> <p>第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、公用開始の日は、区長が別に定める。</p> <p>付 則 (昭和54年3月23日条例第8号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の次に1条を加える改正規定は、昭和54年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和55年4月1日条例第11号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和56年9月29日条例第43号)</p> <p>この条例は、昭和56年10月1日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和57年3月16日条例第23号)</p> <p>この条例は、昭和57年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成12年3月13日条例第44号)</p> <p>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成15年3月13日条例第18号)</p> <p>この条例は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成17年6月21日条例第32号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第13条の規定により管理を委託している世田谷区立老人会館(以下「会館」という。)については、平成18年9月1日(同日前にこの条例による改正後の世田谷区立老人会館条例(以下「新条例」という。)第15条第4項の規定により、区長が会館に係る指定管理者(新条例第5条ただし書に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定をしたときは、</p>



改正後	改正前
<p>当該指定の日) までの間は、なお従前の例による。</p> <p>3 区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた会館について指定管理者を指定しようとする場合において、会館の管理を受託している者から新条例第15条第2項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、会館の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が会館の設置の目的を効果的に達成することができると認められた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。</p> <p>附 則 (平成26年9月30日条例第29号)</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第5条の改正規定(同条第2項に係る部分に限る。)及び別表の改正規定(別表第1に係る部分に限る。)は、同年3月1日から施行する。</p> <p>2 前項ただし書の規定にかかわらず、休養室、体育室、なんでも相談室、生涯現役情報ステーション、囲碁将棋室及び電話センターの公用開始の日は、平成27年4月1日とする。</p> <p>附 則 (平成30年3月6日条例第10号)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の第8条の2第2項、別表第2及び別表第3の規定は、平成30年10月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。</p> <p><u>附 則 (令和●年●月●日条例第●号)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。</u></p>	<p>当該指定の日) までの間は、なお従前の例による。</p> <p>3 区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた会館について指定管理者を指定しようとする場合において、会館の管理を受託している者から新条例第15条第2項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、会館の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が会館の設置の目的を効果的に達成することができると認められた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。</p> <p>附 則 (平成26年9月30日条例第29号)</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第5条の改正規定(同条第2項に係る部分に限る。)及び別表の改正規定(別表第1に係る部分に限る。)は、同年3月1日から施行する。</p> <p>2 前項ただし書の規定にかかわらず、休養室、体育室、なんでも相談室、生涯現役情報ステーション、囲碁将棋室及び電話センターの公用開始の日は、平成27年4月1日とする。</p> <p>附 則 (平成30年3月6日条例第10号)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の第8条の2第2項、別表第2及び別表第3の規定は、平成30年10月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。</p>

改正後					
別表第1 (第2条関係)					
施設名					
休養室 会議室 講習室 体育室 なんでも相談室 生涯現 役情報ステーション 囲碁将棋室 電話センター					
別表第2 (第8条関係)					
区分 種別	午前9時 から正午 まで	午後0時 30分から 午後2時 30分まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 30分から 午後7時 30分まで	午後8時 から午後 10時まで
第1会議室	390円	260円	260円	260円	260円
第2会議室	390円	260円	260円	260円	260円
第3会議室	390円	260円	260円	260円	260円
第4会議室	390円	260円	260円	260円	260円
第5会議室	390円	260円	260円	260円	260円
第6会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
総合会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
講習室	1,050円	700円	700円	700円	700円
備考					
1 この表において「総合会議室」とは、第3会議室、第4会議室及び第5会議室を一の会議室として使用するものをいう。					
2 二の使用区分にわたり施設のを使用をする場合においては、各					

改正前					
別表第1 (第2条関係)					
施設名					
休養室 会議室 講習室 体育室 なんでも相談室 生涯現 役情報ステーション 囲碁将棋室 電話センター					
別表第2 (第8条関係)					
区分 種別	午前9時 から正午 まで	午後0時 30分から 午後2時 30分まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 30分から 午後7時 30分まで	午後8時 から午後 10時まで
第1会議室	300円	200円	200円	200円	200円
第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円
第3会議室	300円	200円	200円	200円	200円
第4会議室	300円	200円	200円	200円	200円
第5会議室	300円	200円	200円	200円	200円
第6会議室	810円	540円	540円	540円	540円
総合会議室	810円	540円	540円	540円	540円
講習室	810円	540円	540円	540円	540円
備考					
1 この表において「総合会議室」とは、第3会議室、第4会議室及び第5会議室を一の会議室として使用するものをいう。					
2 二の使用区分にわたり施設のを使用をする場合においては、各					

改正後							改正前						
使用区分に規定する利用料金を合算した額とする。							使用区分に規定する利用料金を合算した額とする。						
別表第3（第8条関係）							別表第3（第8条関係）						
区分	午前9時から	午前11時から	午後1時から	午後3時から	午後5時から	午後7時から	区分	午前9時から	午前11時から	午後1時から	午後3時から	午後5時から	午後7時から
種別	午前11時まで	午後1時まで	午後3時まで	午後5時まで	午後7時まで	午後9時30分まで	種別	午前11時まで	午後1時まで	午後3時まで	午後5時まで	午後7時まで	午後9時30分まで
体育室	2,980円					3,720円	体育室	2,300円					2,870円